



Headline

- 中国国内の汚染重点監視企業リストを公表
- 「今後の土壌汚染対策の在り方について（第二次答申）」について
- 水力発電事業のための IFC グッドプラクティスノート/ハンドブック
- 世界の化学企業におけるプロセス安全管理基準の導入動向

中国国内の汚染重点監視企業リストを公表

近年中国政府は環境関連法令の整備を積極的に進め、次々に新たな環境規制を打ち出してきています。2018年に各州や都市は「汚染重点監視企業リスト」を公表し、特定の条件に該当する企業に対し、より厳しい取締りを行うこととしました。「監視企業リスト」に記載された企業は、環境保護当局によるモニタリングの増加や監視の強化にさらされ、さらに環境保護及び社会的な透明性の向上の観点から、排出データを公開する義務が生じるようになります。

規制強化の背景

これまで中国国内の工場は全般的に環境法令の遵守に対する意識が低く、地方の環境当局は工場の自主的モニタリングに任せ、最低限の監視のみ行ってきました。中国の経済発展に伴い急激に悪化した環境問題への対策として、中央政府は政府自らが汚染企業の監査を実施し、「法令順守、さもなければ閉鎖」という徹底した取締りを行っています。新しい環境保護法の下、2017年の第3四半期までに約29,000件の法令違反が公表され、罰則として、工場の閉鎖、資産差押え、罰金、さらには、関係者の拘留が命じられています。約6,500の工場が操業停止あるいは閉鎖命令を受けており、その数は前年比170%の増加となりました。上海市だけでも2017年1月から10月までに21,000件以上の行政による監査が実施されました。

「監視企業リスト」に該当する企業の条件及び義務

「監視企業リスト」に記載される企業は中国資本企業だけでなく、外国資本企業や海外企業との合併会社も含まれています。対象となる企業の条件は、「各地域における業種毎の上位排出者」、「業種（鉱業、石油製造・精製業、化学、電気めっき、革製品製造等）」、「各地域における特定の汚染物質の上位65%の排出源」、「重金属、有毒または有害物質の大気排出源」、あるいは「これまでに環境への漏洩事故等を起こした、あるいは環境当局からは正勧告等の指導を受けた企業」とされています。リストは5つのカテゴリー（水質、大気、土壌、騒音、その他）に分類されています。特に注意すべきは、「土壌汚染」の監視企業リストです。このリストに登録された企業は、定期的に土壌地下水モニタリングを実施し、その結果は環境保護省が運営する汚染サイトのデータベースにて公開されます。さらに、土地の利用用途の変更時だけでなく、工場の閉鎖や移転、売却の際に土壌地下水調査を実施し、基準値を超過した場合は、健康リスクアセスメントを実施し、適切な浄化措置を講じることが義務付けられます。

日本企業への影響

今回公表された「汚染重点監視企業リスト」に該当する企業は、環境保護当局による監視が強化され、排出データが公開されます。連続モニタリング装置の設置が義務付けられ、その結果はリアルタイムで環境当局に送られることから、基準値超過等の違反があった場合は、即座に判明し、何らかの指導や罰則を受けることになります。中国国内に製造拠点を持つ日本企業は、罰金だけでなく、設備の導入・改善、操業停止といったリスクが高まると共に、サプライヤーを中国国内に持つ企業はサプライヤーの操業停止による、原料や部品の供給停止といった影響が想定されます。今後も中国政府による環境規制・取締りの更なる強化が予想され、環境対策が不十分な企業にとって大きな経営リスクとなることが想定されます。最新の情報を入力し、企業・サプライチェーン全体で環境対策に着実に取り組む必要があります。「汚染重点監視企業リスト」の詳細については、お問い合わせ下さい。

(櫻岡 範子)

「今後の土壌汚染対策の在り方について（第二次答申）」について

土壌汚染対策法（以下、土対法）は、土壌に含まれる有害物質を起因とした人への健康被害等の防止を目的とし、2002年に制定されました。現在、環境省では土対法の実際の運用から見えてきた課題を踏まえ、法改正に向けた手続きを進めています。今回の法改正は二段階に分かれており、その第一段階は2018年4月1日に施行されました。第二段階については、2018年4月3日に第二次答申として内容が公表されました。後者については、今後パブリックコメント等の手続きを経た後、関連する政省令が定められ、2019年の春頃を目途に施行される予定です。以下にその改正内容についていくつかご紹介します。

有害物質使用特定施設が存在する土地における形質変更時の届出要件変更

今回の法改正では、有害物質使用特定施設がある土地、または現在当該施設は無いものの、調査の一時免除確認を受けている土地については、土壌汚染が存在する可能性が高く、調査契機を広げる方向で議論が進められてきました。

この議論の結果、調査の一時免除確認を受けている土地において、900m²以上の土地の形質変更を行う場合は、行政への形質変更の届出、及び土壌調査の義務が発生します。

また、これまで3000m²以上の土地の形質変更を行う場合は、有害物質使用特定施設の有無にかかわらず、行政への届出義務がありましたが、上記の届出要件の変更と合わせ、有害物質使用特定施設がある土地において900m²以上の形質変更を行う場合、届出義務が発生するように変更されます。なお、この場合は届出後、都道府県知事等が確認を行い、土壌調査の必要性が判断されます。

臨海部特例区域における土地の形質変更の取り扱い

臨海部の工業専用地域では、自然由来や埋め立て材料由来による土壌汚染が広く存在する一方、人の健康被害が生じるおそれがない状態にあることが多数確認されています。このことから、臨海部の形質変更時要届出区域において、都道府県知事により施行方法及び管理に係る方針の確認を受けた土地については、「臨海部特例区域」として指定し、形質変更等に係る事前届出の代わりに1年毎の事後届出が認められます。臨海部特例区域については、第一次答申において「新区域」という表現で取り扱われていましたが、これまでの議論の結果、臨海部特例区域として整理されました。

地下浸透防止措置が行われている施設の廃止後の調査

2012年に水質汚濁防止法（以下、水濁法）の改正が行われ、有害物質使用特定施設の構造基準の強化措置が盛り込まれました。今回の土対法の改正では、水濁法の改正の流れを受け、適切な構造及び維持管理対策が講じられている有害物質使用特定施設及びその対策範囲については、土地の地歴調査において「土壌汚染のおそれがない土地」として取扱いが可能となります。

日本企業への影響

今回の法改正では特に、有害物質使用特定施設が存在する土地において、届出対象となる規模要件が変更されるため、事業者側にとっては調査契機の増加など、形質変更時の負担が増える可能性が考えられます。そのため該当する事業場等においては、調査契機発生時の負担軽減のためにも、予め敷地全域に対して地歴調査、及び土壌汚染のリスク評価を行い、将来の形質変更時の影響を事前に把握しておくことが推奨されます。地歴調査では、土地の区画や建物ごとに土壌汚染のリスクを確認できるため、今後の土地活用の方向性を検討する上で非常に有用な資料となります。地歴調査の詳細については、お問い合わせ下さい。

(熊本 将志)

水力発電事業のための IFC グッドプラクティスノート／ハンドブック

電力分野の中でも、水力発電は安定的な発電が期待できる再生可能エネルギーですが、生態系や周辺住民の生活に悪影響を及ぼす可能性があるため、これまでも問題が生じる場合があります。このような課題に対応するため、国際金融公社（IFC）は、2018年3月、ベトナムのダナンで行われた Hydro Asia 2018 において、Good Practice Note on Environmental, Health, and Safety (EHS) Approaches for Hydropower Projects 及び Good Practice Handbook on Environmental Flows for Hydropower Projects を発表しました。

Good Practice Note on EHS Approaches for Hydropower Projects は、水力発電案件の環境・健康・安全（EHS）パフォーマンス向上のための実務者向け技術ガイダンスです。同 Note では、プロジェクトの形成、建設、操業段階における EHS に係る諸問題とその管理方法についての推奨事項が紹介されており、その内容には以下が含まれます：

- ・環境、労働安全衛生、コミュニティの安全衛生に関する、セクター特有の影響と管理
- ・パフォーマンスインディケータとモニタリング
- ・その他参考資料（水力発電事業の環境社会影響評価（ESIA）に含まれるべき調査項目など）

IFC は新興国市場において約 7.4GWs の水力発電案件ファイナンス実績を有していますが、同 Note は、そうしたこれまでの IFC 職員の知識や経験を盛り込みつつ、IFC のパフォーマンススタンダードにおいて求められる EHS 関連の要求事項を満たすためのセクター特化型のガイダンスとなっています。なお、同 Note では、IFC の General EHS Guidelines や、セクター別の EHS Guidelines（送電線等）との併用により、より包括的な EHS 課題への取り組みを推奨しています。

また、水力発電プロジェクト実施地の下流域における持続的な環境流量確保は、淡水域における生態系の保護やコミュニティによる水利用にとって重要なファクターであるにもかかわらず、これまでその評価手法等についての理解が十分とは言えない状況でした。今回リリースされた Good Practice Handbook on Environmental Flows for Hydropower Projects は、プロジェクトによるそうした環境流量への影響を確認するためのガイダンスであり、実務者が実際の現場において、下流域における生態系や住民の方々への影響に関するアセスメントを厳密に行う際に利用できるツールです。同 Handbook において紹介されている、プロジェクトの特性を踏まえた環境流量評価手法や緩和策を取り入れることによって、水力発電プロジェクトの ESIA やその他調査、モニタリングのレベル向上にも役立てられることが期待されています。

日本企業への影響

水力発電事業への投資活動などを行う際には、事業準備段階の調査等において十分な影響予測と対応策策定を行う必要があります。IFC のパフォーマンススタンダードや EHS ガイドラインは、IFC を含む世界銀行グループのみならず、日本の公的輸出信用機関（国際協力銀行等）や民間金融機関でも環境審査の際に参照されています。水力発電プロジェクトへのこうした機関からの融資を検討している日本企業にとっては特に、今回発表された IFC グッドプラクティスノート／ハンドブックは、持続可能な水力発電事業を実施するための一助になると考えられます。

（加来 智子）

世界の化学企業におけるプロセス安全管理基準の導入動向

最近では日本でもプロセス安全管理の重要性が認識され、HAZOP 等によりプロセスの潜在的危険性分析を実施する機会が増えてきています。欧米諸国ではプロセス安全管理システム（Process Safety Management system = PSM システム）の体系的な導入が法的に義務付けられている国が多くあり、例えば米国で労働安全衛生局（Occupational Safety & Health Administration = OSHA）は、PSM システムの規格として、14 のプロセス安全管理基準を設定しています。各管理基準における具体的な達成手段は規定されていませんが、多くのグローバルな化学企業が加盟する米国化学プロセス安全センター（Center for Chemical Process Safety = CCPS）が発行しているガイドラインがグローバルな標準となりつつあります。

プロセス安全管理基準は具体的には、「プロセス安全情報基準」、「プロセスの潜在的危険性（ハザード）分析基準」、「運転開始時の安全性確認（レビュー）基準」、「設備の健全性基準」、「変更管理基準」、「事故調査基準」、「緊急時対応計画基準」、「従業員の参加基準」、「トレーニング基準」、「作業手順書基準」、「火気使用許可書基準」、「協会会社基準」、「コンプライアンス監査基準」、「企業機密基準」の 14 基準が挙げられています。

プロセス安全管理基準を見ると、「運転開始時の安全性確認（レビュー）基準」、「設備の健全性基準」はプロセス安全に特化した基準と言えますが、「プロセス安全情報基準」を「一般安全情報基準」、「プロセスの潜在的危険性（ハザード）分析基準」を「潜在的危険性（ハザード）分析基準」、「火気使用許可書基準」を「作業許可書基準」と読み替えば、プロセス安全だけではなく、労働安全、環境保護にも利用できる安全管理基準である事が分かります。現在、グローバルな化学企業においては、これらプロセス安全管理基準を積極的に活用し、自社の環境・安全衛生活動と融合させようとの動きが加速しています。今後はこれら安全管理基準の基本原則を横軸に、プロセス安全、労働安全、環境保護等の異なる管理項目を縦軸に取るマトリクス管理手法が一般化することが予想されます。

日本企業への影響

日本の化学企業においても、OSHA が設定した 14 のプロセス安全管理基準の基本原則、及び CCPS が発行しているガイドラインを理解し、積極的に自社の環境・安全衛生活動に活用することが、効率的な環境・安全衛生活動の改善につながると考えられます。これらの安全管理基準は化学業界で一般的に利用されており、企業が自主的に公約し、環境・安全衛生活動の改善を図る「レスポンシブル・ケア（Responsible Care）活動」との親和性も高く、「レスポンシブル・ケア活動」の一環としての取り組みも推奨されます。

今回ご紹介したプロセス安全管理基準は化学業界で作成された基準ですが、他業界の企業でもこれら基準を参考にし、より高い安全管理基準を達成することが可能だと考えられます。これらのプロセス安全管理基準の基本原則の理解が推奨されます。

プロセス安全管理基準にも精通した ERM は、効率的な環境・安全衛生活動の改善に向けた様々なサポート業務や、HAZOP 等によるプロセスの潜在的危険性分析業務を提供しています。

（滝島 美孝）

Newsletter 全般に関するお問い合わせ：ERM.JapanNewsletter@erm.com
次回の Newsletter は、2018年7月27日頃発行予定となります。

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切していません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースサイトを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。